

## 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の一部を修正する。

第三条及び第四条の改正規定の前に、次の改正規定を加える。

目次中「第三十八条」を「第三十八条の二」に改める。

第九条の改正規定中「同条第十二項」を「同条第十二項中「結果」の下に「並びに第十六条の二第二項の規定により講じた措置及びその結果」を加え、同項」に改める。

第十一条の改正規定中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第十四条第三項を改め、同項に後段を加える改正規定中「第十四条第三項中」を「第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特定鳥獣に係る特例）」を付し、同条第三項中「第四条第三項」を「第四条第三項、第七条第四項及び第十二条第三項の規定は第二項の規定による特定鳥獣の捕獲等の数の制限について、第四条第三項」に、「第二項」を「第三項」に、「同条第三項」を「第十二条第三項中「前二項」とあるのは「第十四条第二項」と、「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、

「当該対象狩猟鳥獣」とあるのは「当該特定鳥獣」と、第三十四条第三項に、「第十四条第四項」を「第十四条第五項」に改める。

第十四条第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として一項を加える改正規定中「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第二項とし」を「同条第三項とし」に、「第一項として次の一項」を「第一項及び第二項として次の二項」に改め、第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の区域の指定をする場合において、当該特定鳥獣の捕獲等の数を制限しなければならない。

第十四条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十四条の次に次の二条を加える。

第十四条の二 都道府県知事は、特定鳥獣の数の変化その他の事情の変化により前条第一項の規定による区域の指定の必要がなくなったと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

2 第三十四条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨及び解除に係る区域」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十四条の二第二項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

(くくりわな又はとらばさみを使用する猟法の禁止)

第十四条の三 くくりわな(環境省令で定めるものに限る。以下同じ。)又はとらばさみを使用する猟法により鳥獣の捕獲等をしてはならない。

第十六条第一項ただし書の改正規定中「第十六条第一項ただし書」を『第十六条第一項中「もの」の下に「くくりわな又はとらばさみ」を加え、同項ただし書』に改める。

第十六条第三項の改正規定中「改める」を「改め、同条の次に次の一条を加える」に改め、同改正規定に次のように加える。

(捕獲等の目的とする鳥獣以外の鳥獣の保護)

第十六条の二 目的とする鳥獣以外の鳥獣の捕獲等をするおそれがある猟具として環境省令で定める猟具

(次項において「指定猟具」という。)を使用して鳥獣等の捕獲等を行う者は、環境省令で定めるところにより、捕獲等の目的とする鳥獣以外の鳥獣の保護のための措置を講じなければならない。

2 指定猟具を使用して鳥獣の捕獲等を行う者は、捕獲等の目的とする鳥獣以外の鳥獣で捕獲等をしてはならない鳥獣の捕獲等をした場合であつて環境省令で定める場合には、環境省令で定めるところにより、当該鳥獣を解放することその他の当該鳥獣の保護のために必要な措置を講じなければならない。

第二十八条の次に一条を加える改正規定のうち第二十八条の二第六項中「第二項」の下に「(くくりわな及びとらばさみに係る部分を除く。)」を加える。

第三十八条の改正規定中「改める」を「改め、第四章第一節中同条の次に次の一条を加える」に改め、同改正規定に次のように加える。

(わなの設置についての周知)

第三十八条の二 わな(人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないことが明らかであるものとして環境省令で定めるものを除く。)を使用して鳥獣の捕獲等をする者は、環境省令で定めるところにより、その設置について、設置する場所の周辺の居住者その他の者に周知させるための措置を講じなければならない。

第六十二条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第六十六条中「結果」の下に「並びに第十六条の二第二項の規定により講じた措置及びその結果」を加える。

第七十八条の次に次の一条を加える。

(国民等の意見の聴取)

第七十八条の二 環境大臣及び都道府県知事は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する施策に国民又は住民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るため、当該施策の実施状況を公表し、当該施策について広く国民又は住民の意見を求めなければならない。

第七十九条の改正規定中『第十四条第二項』に『』を『第十四条第三項』に、『第十四条第三項』を『第十四条第四項』に改める。

第八十三条第一項第一号及び第二号を改め、同号の次に一号を加える改正規定中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第八十四条の改正規定中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改め、「第十二条第三項」の下に

「第十四条第五項において準用する場合を含む。」若しくは第十四条第二項を、「同項第五号中」の下に「第十五条第四項」を「第十四条の三、第十五条第四項」に改め、『第六項』の下に『』を加え、同条第二項中「第五号」の下に「第十四条の三、」『』を加える。

第八十六条第一号の次に一号を加える改正規定中「第八十六条第一号」を『第八十六条第一号中「第十八条」を「第十六条の二、第十八条」に改め、同号』に改める。

第八十六条第二号の改正規定中「改める」を「改め、同条第四号の次に次の一号を加える」に改め、同改正規定に次のように加える。

四の二 第三十八条の二の規定に違反して周知させるための措置を講じないでわなを設置した者

附則中第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（わなの設置についての周知に関する経過措置）

第五条 新法第三十八条の二の規定は、施行日以後に設置するわなについて適用し、施行日前に設置したわなについては、適用しない。